

公立大学法人静岡文化芸術大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員
 - 第1節 役員（第8条—第12条）
 - 第2節 役員会（第13条—第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条—第20条）
 - 第2節 教育研究審議会（第21条—第24条）
- 第4章 業務及び執行（第25条・第26条）
- 第5章 資本金等（第27条・第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会、他の大学、研究機関その他関係機関との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探求し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案し、かつ、発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与すること並びに社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、静岡県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を静岡県浜松市に置く。

（設置する大学）

第5条 法人は、第1条の目的を達成するため、静岡文化芸術大学（以下「文化芸術大学」という。）を静岡県浜松市に設置する。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、静岡県公報に登載して行う。

第2章 役員

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 4人以内
- (3) 監事 2人

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、静岡県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を静岡県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他静岡県の規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

- 2 理事長は、文化芸術大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 第1項の申出は、次条に規定する理事長を選考するために法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事は、理事長が任命する。
- 5 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 監事は、知事が任命する。

(理事長選考会議)

第11条 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第17条第1項に規定する経営審議会の委員（第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者及び理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 4 理事長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（役員の任期）

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、4年とする。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第10条第5項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

（設置及び構成）

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 役員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（権限）

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 文化芸術大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事の方針に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事及び職員
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

3 前項第3号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 文化芸術大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学長が指名する理事及び職員
- (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長のうち、学長が定める者
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの

3 前項第5号に掲げる委員は、2人以上とする。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他文化芸術大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務及び執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、別表に掲げる静岡県が出資する資産について、当該出資の日における時価を基準として静岡県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第28条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は静岡県に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命の特例等)

- 2 文化芸術大学の設置後最初に行われる学長の任命については、第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、知事の指名に基づき、理事長が任命する。
- 3 文化芸術大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、第12条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第9項までの規定は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。
(理事長の任命の特例等)
- 2 変更後の公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「変更後の定款」という。）第10条第1項の規定による最初の理事長（以下「最初の理事長」という。）を選考するため、選考会議を置く。
- 3 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 変更前の公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「変更前の定款」という。）第17条第1項に規定する経営審議会の委員（変更前の定款第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 4 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 5 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、選考会議を主宰する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。
- 8 変更後の定款第10条第1項の規定による最初の理事長の任命に係る法人の申出については、令和4年4月1日前においても、選考会議を変更後の定款第10条第3項の理事長選考会議とみなして、同項の規定の例により行うことができるものとする。
- 9 前項の規定により任命される理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、同項の規定により理事長選考会議とみなされる選考会議の議を経て、法人の規程で定めるものとする。

別表（第27条関係）

静岡県が出資する資産の表

1 土地

	所在地番	地積 (平方メートル)
1	浜松市中区中央二丁目101番1	28,256.22
2	浜松市中区田町223番5	258.48
3	浜松市中区田町223番16	127.83
4	浜松市中区田町223番17	27.30
5	浜松市中区田町223番19	101.15
6	浜松市中区田町223番20	96.31
7	浜松市中区田町223番23	99.41
8	浜松市中区田町223番42	75.18
9	浜松市中区田町223番44	99.18

備考 この表2から9までの項の土地に係る出資の対象は、それぞれ1,000,000分の263,610の共有持分である。

2 建物

	名 称	所 在	床面積 (平方メートル)
1	校舎（北棟及び西棟）	浜松市中区中央二丁目1番1号	30,362.54
2	校舎（東棟）	浜松市中区中央二丁目1番1号	1,932.80
3	校舎（南棟）	浜松市中区中央二丁目1番1号	12,828.81
4	教職員住宅	浜松市中区田町223番地21	2,027.66

備考 この表4の項の教職員住宅に係る出資の対象は、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を対象とする区分所有権（同条第1項に規定する区分所有権をいう。）である。

令和 5 年度

公立大学法人静岡文化芸術大学
事業報告書



自：令和 5 年 4 月 1 日

至：令和 6 年 3 月 31 日

目 次

I はじめに	1
II 法人に関する基礎的な情報	
1. 目標	1
2. 業務内容	1
3. 沿革	1
4. 設立に係る根拠法	1
5. 設置団体	1
6. 組織図その他の法人の概要	2
7. 事務所の所在地	3
8. 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む）	3
9. 在学する学生の数	3
10. 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	3
11. 会計監査人の氏名又は名称及び報酬	4
12. 常勤職員の数等	4
13. 非常勤職員の数	4
III 財務諸表の要約	
1. 貸借対照表	5
2. 損益計算書	6
3. キャッシュ・フロー計算書	7
IV 財務情報	
1. 財務諸表に記載された事項の概要	8
2. 重要な施設等の整備等の状況	10
3. 予算及び決算の概要	11
V 事業に関する説明	
1. 財源の内訳	12
2. 財務情報及び業務の実績に基づく説明	12
VI その他事業に関する事項	
1. 予算、収支計画及び資金計画	16
2. 短期借入れの概要	16
3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細	17

I はじめに

公立大学法人化後 14 年目となる令和 5 年度は、第 3 期中期計画の 2 年目であり、第 2 期中期計画期間の実績を踏まえ、教育内容の充実、学生募集の強化、留学生を含めた学生支援の強化、地域貢献、グローバル化の推進、業務運営の効率化など、計画達成に向け、教職員一丸となって取り組んだ。

II 法人に関する基礎的な情報

1 目標

公立大学法人静岡文化芸術大学は、次に掲げることを目指す静岡文化芸術大学を設置し、及び管理することを目的とする。（「大学設置認可申請書」（平成 11 年 6 月 30 日付）設置の趣旨より）

（1）実務型の人材の養成

豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の養成

（2）社会への貢献

地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する「開かれた大学」として地域社会や国際社会の発展に貢献

2 業務内容

（1）静岡文化芸術大学を設置し、これを運営すること。

（2）学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

（3）法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

（4）公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

（5）静岡文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

（6）前記の業務に附帯する業務を行うこと。

3 沿革

静岡文化芸術大学は、静岡県と浜松市、地元産業界が協力して設置・運営する「公設民営方式」の大学として、平成 12 年 4 月に開学し、平成 16 年 4 月に大学院（修士課程 2 研究科）を設置した。

その後、平成 22 年 4 月に公立大学法人化し、県立の大学となった。

本学は、地域文化の一翼を担う「拠点施設」及び「開かれた大学」として、学生や教員がさまざまな地域活動に参加し、地域と交流を深めるなど、積極的に地域に向けた文化、芸術の発信と交流に取り組んでいる。

4 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

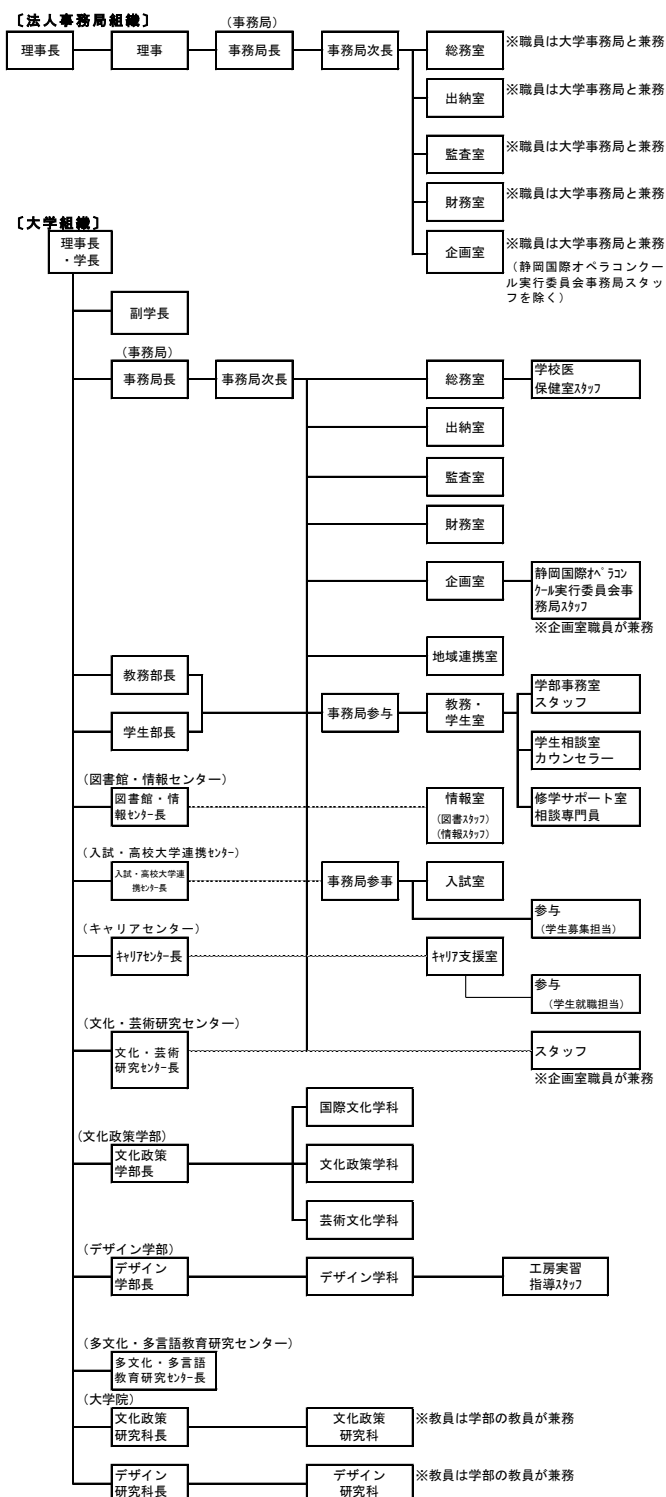
5 設置団体

静岡県

6 組織図その他公立大学法人の概要

(学部)	文化政策学部	(国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科)
	デザイン学部	(デザイン学科)
(大学院)	文化政策研究科	
	デザイン研究科	
(附属施設)	文化・芸術研究センター	
	図書館・情報センター	
	多文化・多言語教育研究センター	

静岡文化芸術大学組織図（令和５年度）



7 事務所の所在地

静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号

8 資本金の額（前事業年度からの増減を含む）

168億1,019万7,000円（全額 静岡県出資）

9 在学する学生の数（令和5年5月1日現在）

（1）学部学生

（単位：人）

学部	学科	入学 定員	収容 定員	現員		
				男	女	計
文化政策	国際文化	100	400	66	401	467
	文化政策	55	220	76	174	250
	芸術文化	55	220	30	213	243
	小計	210	840	172	788	960
デザイン	デザイン	110	440	121	363	484
	小計	110	440	121	363	484
合計		320	1,280	293	1,151	1,444

（2）大学院学生

（単位：人）

研究科	専攻	入学 定員	収容 定員	現員		
				男	女	計
文化政策	文化政策	10	20	5	11	16
デザイン	デザイン	10	20	12	12	24
合計		20	40	17	23	40

10 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和6年3月31日現在）

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長 （学長兼務）	横山 俊夫	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	平成17年4月～平成20年9月 京都大学副学長 平成24年4月～平成28年3月 滋賀大学理事・副学長、附属図書館長 平成28年4月1日～令和4年3月31日 公立大学法人静岡文化芸術大学副理事長 （学長兼務）
理事 （法人経営担当）	松下 育蔵	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	平成31年4月～令和4年3月 静岡県公営企業管理者・企業局長
理事 （教育未来担当） （非常勤）	石田 亨	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	平成10年4月～平成31年3月 京都大学大学院教授 平成31年4月～令和4年3月 早稲田大学理工学術院国際理工学センタ ー教授

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事 (研究未来担当) (非常勤)	渡邊 裕司	令和5年5月1日 ～令和8年3月31日	平成30年4月～現在 浜松医科大学理事兼副学長
監事 (非常勤)	松田 隆広	令和3年度財務諸表の 承認の日 ～令和7年度財務諸表 の承認の日	平成13年10月弁護士登録 平成27年9月～ 公立大学法人静岡文化芸術大学監事
監事 (非常勤)	藤田 将司	令和3年度財務諸表の 承認の日 ～令和7年度財務諸表 の承認の日	平成16年4月公認会計士登録 平成30年4月1日～ 公立大学法人静岡文化芸術大学監事

11 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査業務に基づく報酬の額は 5,800,000 円(消費税等別)、非監査業務に基づく報酬の額は無い。

12 常勤職員の数等 (令和5年5月1日現在)

(単位：人)

区分	学長	副学長	教授	准教授	講師	特任 講師	特任 助手	教員計	事務 職員	合計
職員数	1	2	57 *	21	4	1	7	93	69	162

*教授に副学長を含まず

*事務職員に臨時職員、非常勤職員、嘱託職員含まず

常勤職員（教員及び事務職員）は前年度比4人減であり、平均年齢は49.5歳である。

このうち、静岡県からの派遣職員は13人、浜松市からの出向者は1人、企業からの出向者は1人である。

13 非常勤職員の数 (令和5年5月1日現在) (単位：人)

区分	非常勤講師	非常勤職員
職員数	128	9

Ⅲ 財務諸表の要約

1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	12,865	固定負債	602
有形固定資産	12,752	長期寄附金債務	511
土地	3,556	その他の固定負債	90
建物	13,681	流動負債	606
減価償却累計額等	△5,918	運営費交付金債務	20
構築物	79	寄附金債務	13
減価償却累計額等	△47	未払金	225
工具器具備品	818	前受金	83
減価償却累計額等	△563	その他の流動負債	263
図書	1,057	負債合計	1,208
その他の有形固定資産	87	純資産の部	金額
無形固定資産	9	資本金	16,810
投資その他の資産	103	地方公共団体出資金	16,810
流動資産	1,324	資本剰余金	△5,341
現金及び預金	1,187	利益剰余金	1,512
その他の流動資産	137	純資産合計	12,981
資産合計	14,189	負債・純資産合計	14,189

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。(以下同じ)

2 損益計算書

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用 (A)	2,568
業務費	2,303
教育経費	297
研究経費	80
教育研究支援経費	271
受託研究費	2
共同研究費	0
受託事業費等	9
人件費	1,641
一般管理費	265
経常収益 (B)	2,615
運営費交付金収益	1,568
学生納付金収益	891
受託研究収益	3
共同研究収益	0
受託事業等収益	12
補助金等収益	28
寄附金収益	13
施設費収益	52
財務収益	0
雑益	44
臨時損益 (C)	1,171
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (D)	23
当期総利益 (B - A + C + D)	1,242

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	147
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△492
人件費支出	△1,658
その他の業務支出	△272
運営費交付金収入	1,574
学生納付金収入	826
その他の業務収入	170
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△151
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△89
IV 資金減少額 (D = A + B + C)	△93
V 資金期首残高 (E)	787
VI 資金期末残高 (F = E + D)	693

IV 財務情報

1 財務諸表に記載された事項の概要

(特に断らない限り百万円未満を切り捨て表示している。)

(1) 貸借対照表関係

(資産合計)

令和5年度末現在の資産合計額は前年度比 471 百万円 (3.2%) (以下、特に断らない限り前年度比・合計) 減の 14,189 百万円となっている。

主な増加要因として、投資有価証券が皆増の 100 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、建物の減価償却累計額が 373 百万円 (6.7%) 増の 5,918 百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和5年度末現在の負債合計額は前年度比 1,319 百万円 (52.2%) 減の 1,208 百万円となっている。

主な増加要因として、運営費交付金債務が 9 百万円 (88.2%) 増の 20 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、資産見返運営費交付金等 293 百万円、資産見返寄附金 881 百万円が全減したことが挙げられる。

(純資産合計)

令和5年度末現在の純資産合計額は前年度比 848 百万円 (7.0%) 増の 12,981 百万円となっている。

主な増加要因として、当期末処分利益が、1,167 百万円増 (1,560.5%) の 1,242 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、資本剰余金に含まれる減価償却相当累計額が、387 百万円 (6.9%) 増の△5,975 百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書関係

(経常費用)

令和5年度の経常費用は前年度 128 百万円 (4.8%) 減の 2,568 百万円となっている。

主な増加要因として、教育研究支援経費が 24 百万円 (9.9%) 増の 271 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、教育経費が 67 百万円 (18.4%) 減の 297 百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

令和5年度の経常収益は前年度比87百万円(3.2%)減の2,615百万円となっている。

主な増加要因として、授業料収益が22百万円(3.0%)増の766百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、補助金等収益が45百万円(61.3%)減の28百万円となったことが挙げられる。

(当期総利益)

上記経常収益の状況に資産見返運営費交付金等戻入、資産見返寄附金戻入等からなる臨時損益1,175百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額23百万円を計上した結果、令和5年度の当期総利益は1,242百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは147百万円の収入(前年度は46百万円の支出)となっている。

主な収入の増加要因として、補助金等収入が54百万円(223.6%)増の78百万円となったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは151百万円の支出(前年度は29百万円の収入)となっている。

主な減少要因として、投資有価証券の取得による支出が皆増の100百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出のみであり、前年度と同額の89百万円の支出となっている。

(表) 主要財務データの経年表

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	15,410	15,051	15,098	14,661	14,189
負債合計	2,336	2,286	2,604	2,528	1,208
純資産合計	13,073	12,764	12,493	12,132	12,981
経常費用	2,733	2,588	2,625	2,696	2,568
経常収益	2,700	2,659	2,667	2,703	2,615
当期総利益	46	87	85	74	1,242
業務活動によるキャッシュ・フロー	22	77	37	△46	147
投資活動によるキャッシュ・フロー	204	△24	314	29	△151
財務活動によるキャッシュ・フロー	△80	△79	△89	△89	△89
資金期末残高	658	632	894	787	693
行政サービス実施コスト (内訳)	2,157	2,069	2,052		
業務費用	1,735	1,647	1,676		
うち損益計算書上の費用	2,733	2,588	2,625		
うち自己収入	△998	△940	△949		
損益外減価償却相当額	370	383	381		
損益外除売却差額相当額	—	0	—		
引当外賞与増加見積額	1	0	△14		
引当外退職給付増加見積額	50	35	△16		
機会費用	0	1	25		

(4) セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略する。

(5) 積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益 1,242 百万円のうち 84 百万円は、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるため、積立金として申請する。

なお、令和5年度は、目的積立金を情報機器・システム更新等に 31 百万円使用した。

2 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

(2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等
該当なし

3 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	2,820	2,831	2,752	2,721	2,747	2,743	2,815	2,806	2,672	2,666	
運営費交付金収入	1,530	1,530	1,575	1,575	1,592	1,592	1,573	1,573	1,574	1,574	
補助金等収入	170	171	167	166	151	150	196	195	99	99	
学生納付金収入	910	917	905	896	894	894	884	885	890	892	
その他収入	208	212	104	83	109	105	160	151	107	100	寄附金等減
支出	2,820	2,771	2,752	2,596	2,747	2,684	2,815	2,718	2,672	2,567	
業務費	2,625	2,581	2,544	2,412	2,575	2,521	2,662	2,575	2,568	2,477	教育経費、一般管理費等減
その他支出	194	189	208	184	171	163	153	143	104	89	
収入－支出	-	60	-	125	-	58	-	87	-	98	

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

V 事業に関する説明

1 財源の内訳

令和5年度の当法人の経常収益は2,615百万円で、その内訳としては、運営費交付金収益1,568百万円(60.0%(対経常収益比、以下同じ。))、学生納付金収益(授業料、入学金、検定料)891百万円(34.1%)、施設費収益52百万円(2.0%)、その他103百万円(4.0%)となっている。

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(1) 教育研究等の質の向上に関する取組

ア 教育活動等

(ア) 多様な学生の受け入れ・入試広報の充実

- ・外国人留学生を対象としたガイダンスを定期的に行い、授業や生活サポートについての情報提供を行った。障害のある学生に関しては修学サポート室で配慮依頼内容を確認し、担当教員に配慮申請を行った。
- ・様々なデジタルプラットフォームに慣れている高校生を意識しながら、魅力ある大学公式映像の制作を行った。
- ・夏休み期間中に開催予定であった研究室公開の開催時期を秋に変更し、対象も県外まで拡大した上で、新企画「ゼミ体験会 in SUAC」を開催した。県内外の高校生からの反響は大きく、当初の予想を上回る参加希望者があったため、定員を増やし実施した。

(イ) 教育内容等の充実

- ・前年度より地域連携演習のプログラム数を増やすことができた。(R4:28件→R5:31件)
- ・カリキュラム改定の基本方針案に整合した新カリキュラムを策定した。(文化政策学部)
- ・デザイン学部・学科のあり方の基本方針に整合させるため、新カリキュラムでは「領域」を「系」として再編した。(デザイン学部)

(ウ) その他教育の取組

- ・アセスメント・ポリシーを策定した。
- ・成績評価方法、評価基準の統一化へ向けた指針案を作成した。

イ 学生支援

(ア) 学習支援

- ・各学科において、チューター制、学年担任制の運用をより充実させ、学生の履修相談、学習支援、ゼミ・領域選択、進路相談などを適切に行った。

(イ) 生活支援

- ・新入生を対象に、ガイダンスやLMS（学習管理システム）の活用により生活安全意識啓発を行った。
- ・留学生ガイダンスを定期的実施し、外国人留学生の修学状況を把握した。

(ウ) キャリア支援

- ・新カリキュラムのキャリア教育科目案を踏まえ、1, 2 年次の学生向けのキャリアセミナー実施方針を協議した。
- ・企業説明会、業界研究セミナーには、卒業生の就職実績がある地域企業を中心に、学生の志望度が高い企業を幅広い業種から招聘した。

ウ 研究

- ・研究成果発表会では、会場参加に加え、一般の方が参加しやすいよう、オンライン配信を継続した。
- ・研究科を通じて大学院生にも研究倫理 e-ラーニング受講を推進し、研究倫理意識の醸成を図った。

エ 地域貢献

- ・公開講座等の様々な催しを実施し、参加者は目標値の 3,713 人を超えた。
- ・地域連携演習における学生の実践的な学習と地域貢献の様子を、活動プログラム毎に写真と説明文を掲載したポスターにまとめ、オープンキャンパスや新入生説明会の際に学内に掲示し、高校生や新入生を中心に広く紹介した。
- ・地域自治体等からの各種委員、講師、審査員等延べ 422 件の依頼に積極的に協力した。
- ・浜松市教育委員会が実施する、外国にルーツをもつ中学生の自主学習教室「ステップ・アップ・クラス」に、学生 16 人を 1 年間派遣した。

オ グローバル化

- ・活動家や専門家を招き、多文化共生とアートを考える「多文化フォーラム」を大学で開催した。
- ・海外の教育研究機関等との共同事業として、アイルランガ大学との COIL（オンライン国際協働学習）、ワルシャワ美術アカデミーとの合同作品展及び COIL（オンライン国際協働学習）、イズミル経済大学との産学共同国際デザインワークショップ、JTB 台湾オンラインインターンシップの 4 件を実施した。

(2) 法人の経営に関する取組

ア 業務運営の改善

- ・遠州学林構想の基盤となる国際交流センター、地域連携センターの設置について検討を進めた結果、令和 6 年度からの設置を決定した。

- ・育児のための入試業務免除等、制度を周知し利用を促進した。育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者は12人であった。（目標値：第3期累計30人以上）
- ・各室で業務改善を図った結果21件の業務が改善された。また、成果等を冊子にまとめた。
- ・R6年度当初予算編成において、既存業務をゼロベースで見直し、約3,000万円の削減効果があった。

イ 財務内容の改善

- ・静岡文化芸術大学基金について、同窓会、後援会や地元企業に対して積極的な広報を行い、約210万円の寄付を受けた。また、基金について、新たにオンライン決済を導入した。
- ・本学の厳しい財政状況をふまえ、重点事項や削減目標を定めた「予算編成基本方針」を策定し、予算編成を行った。

ウ 施設・設備の整備・活用等

- ・非常用発電機オーバーホール、照明設備（LED）更新、個別空調更新を実施した。

（3）自己点検・評価及び情報の提供に関する取組

ア 自己点検・評価の活用

- ・認証評価機関による評価結果で指摘を受けた項目について、改善計画を作成し、実施した。

イ 情報公開・広報の充実

- ・大学公式映像をリニューアルし、大学概要紹介映像（10分版）と大学イメージ映像（3分版）を制作し、大学Webサイト及びYouTubeチャンネルにて公開した。
- ・本学も主催者となっている国際オペラコンクールを6年ぶりに開催し、成功させた。

（4）その他業務運営に関する取組

ア 安全管理・危機管理

- ・教職員向けの健康管理に関する講演会を4年ぶりに対面で開催し、健康管理意識の醸成に努めた。
- ・令和6年能登半島地震発生時には、安否確認フォームを用い、学生、教職員の安否をただちに確認した。迅速かつ的確な対応を行った代表的な県内大学として、NHKからの取材を受け、ニュース番組で取り上げられた。

イ 人権の尊重・持続可能な社会の実現

- ・教職員を対象にハラスメント防止研修を行った。
- ・学生を対象にハラスメント被害防止動画による啓発を行った。
- ・公開講座を実施するほか、浜松市役所において、本学のフェアトレードの取組を紹介するなど学内外に広くフェアトレードについて発信をした。

令和5年度の当法人の事業に要した経費は、教育経費 297 百万円、研究経費 80 百万円、教育研究支援経費 271 百万円、受託事業費等 9 百万円、人件費 1,641 百万円等となっている。

(5) 課題と対処方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から施設の外部貸出しを中止する中、本学の教育研究活動の基盤を確保するため、外部資金の獲得や経費削減に取り組んでいる。

ア 自己収入の確保

- ・ 外部研究資金の公募情報を学内で定期的に報告し、また科学研究費補助金の申請に関して、外部講師による個別面談、研究計画調書の作成ポイントの解説動画の提供など、外部資金獲得に向けた支援を行った。
- ・ 静岡文化芸術大学基金への寄付金として、新たに2百万円超の収入を得た。

イ 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 本学の財政状況や予算の適正な執行について協議する「財政研究会」を開催し、本学教職員幹部の予算への理解を深めた。
- ・ 人事院勧告等に基づく人件費上昇、入札差金による事業費の減額等、年度途中の状況変化を反映させた補正予算を編成し、効率的な予算執行と前中期目標期間繰越積立金及び目的積立金の残高の保全に努めた。

VI その他事業に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/24669/r4_nendokeikaku.pdf

(2) 収支計画

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/24669/r4_nendokeikaku.pdf

(3) 資金計画

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/24669/r4_nendokeikaku.pdf

2 短期借入れの概要

該当なし

3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

（単位：百万円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	臨時損失	計	
令和4年度	10	-	-	-	△4	△4	15
令和5年度	-	1,574	1,568	-	-	1,568	5
合計	10	1,574	1,568	-	△4	1,564	20

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位：百万円)

区分		金額	内容
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,438	期間進行基準を採用した事業等 費用進行基準を採用した事業以外の全ての事業 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 期間の進行状況に伴う運営費交付金債務を振替
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	1,438	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	129	費用進行基準を採用した事業等 退職手当、修学支援新制度に係る授業料減免 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 退職給付金の交付及び修学支援新制度に係る授業料の減免に伴う運営費交付金債務を振替
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	129	

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

(参考別紙)

■ 財務諸表の科目

1. 貸借対照表

有形固定資産：土地、建物、構築物等、公立大学法人が長期にわたって使用する有形の固定資産。

減価償却累計額：償却資産の減価償却費を積み上げたもの。

その他の無形固定資産：電話加入権等が該当。

現金及び預金：現金（通貨及び小切手等の通貨代用証券）と預金（普通預金、当座預金及び1年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等）の合計額。

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。

運営費交付金債務：設立団体から交付された運営費交付金の未使用相当額。

地方公共団体出資金：設立団体からの出資相当額。

資本剰余金：設立団体から交付された施設費等により取得した資産（建物等）等の相当額。

利益剰余金：公立大学法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

2. 損益計算書

業務費：公立大学法人の業務に要した経費。

教育経費：公立大学法人の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費：公立大学法人の業務として行われる研究に要した経費。

教育研究支援経費：図書館や情報システム等、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織等の運営に要する経費。

人件費：公立大学法人の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。

一般管理費：公立大学法人の管理その他の業務を行うために要した経費。

運営費交付金収益：運営費交付金のうち当期の収益として認識した相当額。

臨時損失・臨時利益：固定資産の売却（除却）等に伴う損益。

3. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等の、公立大学法人の通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況を表す。

財務活動によるキャッシュ・フロー：増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況を表す。

令和 5 年度
(第 1 4 期事業年度)

決 算 報 告 書



S U A C

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

公立大学法人静岡文化芸術大学

令和5年度 決算報告書

公立大学法人静岡文化芸術大学

(単位:千円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)	備考
収入				
①運営費交付金	1,574,147	1,574,147	0	
②施設整備費補助金	71,988	71,988	0	
自己収入(③+④)	934,723	936,790	2,067	
③学納金収入(授業料・入学金・検定料)	890,812	892,061	1,249	
④雑収入	43,911	44,729	818	
⑤受託研究等収入及び寄附金収入等	32,409	24,797	△ 7,612	
⑥補助金等収入	27,909	27,604	△ 305	
⑦臨時利益	0	0	0	
⑧長期借入金収入	0	0	0	
⑨目的積立金取崩収入	0	0	0	
⑩前中期目標期間繰越積立金取崩収入	31,516	31,124	△ 392	
⑪運営費交付金債務取崩収入	0	0	0	
計	2,672,692	2,666,450	△ 6,242	
支出				
業務費(①+②)	2,568,038	2,477,684	△ 90,354	【下記】
①教育研究経費	1,783,169	1,731,776	△ 51,393	1. 3.
②一般管理費	784,869	745,908	△ 38,961	1. 2.
③施設整備費	79,968	73,858	△ 6,110	
④受託研究等経費及び寄附金事業費等	24,686	16,066	△ 8,620	
⑤長期借入金償還金	0	0	0	
計	2,672,692	2,567,608	△ 105,084	

○ 表示単位について

金額は千円未満を四捨五入で表示しているため、合計金額と一致しないことがある。

○ 予算と決算の差異について

1. 水光熱費の削減が大きく、教育研究経費で予算に比して14,910千円、一般管理費で予算に比して12,258千円、業務費全体で27,168千円減少した。
2. 一般管理費のうち、常勤職員の給与等が予算に比して17,631千円減少した。
3. 教育研究経費のうち、教員研究費が予算に比して8,895千円減少した。

○ 損益計算書との差異について

決算報告書では、固定資産取得額が支出に含まれ、減価償却費が支出から除かれている。

令和 5 年度
(第 14 期事業年度)

財 務 諸 表



S U A C

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

公立大学法人静岡文化芸術大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
利益の処分にに関する書類（案）	6
重要な会計方針等	7
附属明細書	
（１）固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。）並びに減損損失の明細	11
（２）棚卸資産の明細	12
（３）有価証券の明細	12
（４）長期貸付金の明細	12
（５）長期借入金の明細	12
（６）公立大学法人債の明細	12
（７）引当金の明細	12
（８）資産除去債務の明細	12
（９）保証債務の明細	12
（10）資本剰余金の明細	13
（11）目的積立金の取崩しの明細	13
（12）運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	14
（13）運営費交付金以外からの地方公共団体等からの財源措置の明細	14
（14）役員及び教職員の給与の明細	15
（15）開示すべきセグメント情報	15
（16）業務費及び一般管理費の明細	16
（17）寄附金の明細	18
（18）受託研究の明細	18
（19）共同研究の明細	18
（20）受託事業等の明細	18
（21）科学研究費補助金等の明細	19
（22）上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	20

貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		3,556,750
建物	13,681,805	
減価償却累計額	<u>△5,918,393</u>	7,763,412
構築物	79,682	
減価償却累計額	<u>△47,436</u>	32,245
工具器具備品	818,861	
減価償却累計額	<u>△563,521</u>	255,340
図書		1,057,483
美術品・収蔵品		87,499
車両運搬具	5,626	
減価償却累計額	<u>△5,626</u>	0
有形固定資産合計		<u>12,752,730</u>

2 無形固定資産

ソフトウェア		9,294
その他の無形固定資産		<u>0</u>
無形固定資産合計		9,294

3 投資その他の資産

投資有価証券		100,000
長期前払費用		2,890
敷金・保証金		535
その他		<u>48</u>
投資その他の資産合計		<u>103,473</u>

固定資産合計

12,865,497

II 流動資産

現金及び預金		1,187,197
未収学生納付金収入	5,968	
徴収不能引当金	<u>△723</u>	5,245
棚卸資産		78
前渡金		4,603
未収収益		196
立替金		39,417
未収入金		<u>87,512</u>
流動資産合計		<u>1,324,250</u>
資産合計		<u><u>14,189,748</u></u>

負債の部

I 固定負債

長期繰延補助金等（注）	244	
長期寄附金債務（注）	511,987	
長期リース債務	89,828	
固定負債合計		602,061

II 流動負債

運営費交付金債務（注）	20,529	
寄附金債務（注）	13,580	
未払金	225,111	
未払消費税等	866	
前受金	83,825	
科学研究費助成事業等預り金	26,003	
預り金	146,942	
短期リース債務	89,828	
流動負債合計		606,687
負債合計		1,208,748

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	16,810,197	
資本金合計		16,810,197

II 資本剰余金

資本剰余金	642,090	
減価償却相当累計額（△）（注）	△5,975,831	
除売却差額相当累計額（△）（注）	△7,748	
資本剰余金合計		△5,341,489

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金（注）	194,822	
教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金（注）	74,836	
当期未処分利益	1,242,634	
（うち当期総利益	1,242,634）	
利益剰余金合計		1,512,292

純資産合計	12,981,000
負債純資産合計	14,189,748

（注）これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損 益 計 算 書

(令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日)

(単位:千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	297,339		
研究経費	80,454		
教育研究支援経費	271,116		
受託研究費	2,800		
共同研究費	899		
受託事業費等	9,285		
役員人件費	32,806		
教員人件費	1,103,493		
職員人件費	505,100	2,303,296	
一般管理費		265,056	
雑損		1	
経常費用合計			2,568,354

経常収益			
運営費交付金収益(注)		1,568,688	
授業料収益(注)		766,703	
入学金収益(注)		96,923	
検定料収益		27,451	
受託研究収益(注)		3,105	
共同研究収益(注)		999	
受託事業等収益(注)		12,166	
補助金等収益(注)		28,776	
寄附金収益(注)		13,637	
施設費収益(注)		52,641	
財務収益			
受取利息	79		
有価証券利息	196	276	
雑益			
財産貸付料収益	16,577		
科学研究費間接経費収益	8,929		
大学入学共通テスト経費収益	3,689		
就職支援活動収益	2,561		
その他雑益	12,693	44,451	
経常収益合計			2,615,821
経常利益			47,467

臨時損失			
固定資産除却損		0	
過年度損益修正損		4,160	4,160

臨時利益			
徴収不能引当金戻入益		36	
資産見返運営費交付金等戻入(注)		293,576	
資産見返寄附金戻入(注)		881,804	1,175,417
当期純利益			1,218,724
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			23,909
当期総利益			1,242,634

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益		1,242,634	
減価償却相当額	△ 390,046		
除売却差額相当額	△ 0		
賞与引当増加相当額	△ 4,144		
退職給付引当増加相当額	△ 40,876		
小計		△ 435,067	
施設費収益相当額		19,346	
その他		7,214	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			834,128

退職給付引当増加額のうち、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生じる額は7,635千円である。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	37,424
当期支出額	35,560

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：千円)

	I 資本金		II 資本剰余金				III 利益剰余金					純資産 合計
	設立 団体 出資金	資本 剰余金	減価償却 相当累計 額 (一)	除売却差 額相当累 計額 (一)	資本 剰余金 合計	前中期目 標期間繰 越 積立金	教育研究 の質の向 上及び組 織運営改 善積立金	積立金	当期末処 分利益	うち当期 総利益	利益剰余 金合計	
当期首残高	16, 810, 197	615, 529	△5, 588, 269	△5, 265	△4, 978, 004	225, 946	—	—	74, 836	—	300, 782	12, 132, 974
当期変動額												
I 資本金の当期変動額												
II 資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得		26, 560			26, 560	△7, 214					△7, 214	19, 346
固定資産の除売却			2, 483	△2, 483	△0							△0
減価償却			△390, 046		△390, 046							△390, 046
III 利益剰余金の当期変動額												
(1) 利益の処分												
利益処分による積立							74, 836		△74, 836		—	—
(2) その他												
当期純利益												
前中期目標期間繰越積立金取崩額						△23, 909			1, 218, 724	1, 218, 724	1, 218, 724	1, 218, 724
当期変動額合計	—	26, 560	△387, 562	△2, 483	△363, 485	△31, 123	74, 836	—	1, 167, 798	1, 242, 634	1, 211, 510	848, 025
当期末残高	16, 810, 197	642, 090	△5, 975, 831	△7, 748	△5, 341, 489	194, 822	74, 836	—	1, 242, 634	1, 242, 634	1, 512, 292	12, 981, 000

キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 492,506
人件費支出	△ 1,658,315
その他の業務支出	△ 272,698
運営費交付金収入	1,574,147
授業料収入	705,610
入学金収入	93,041
検定料収入	27,451
受託研究収入	735
共同研究収入	3,722
受託事業等収入	7,948
補助金等収入	78,604
寄附金収入	8,525
その他の収入	71,455
業務活動によるキャッシュ・フロー	147,722

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

定期預金の預入による支出	△ 607,259
定期預金の払戻による収入	507,258
投資有価証券の取得による支出	△ 100,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 73,374
施設費による収入	121,412
小計	△ 151,963
利息及び配当金の受取額	81
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 151,881

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	△ 89,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,828

IV 資金減少額 △ 93,988

V 資金期首残高 787,318

VI 資金期末残高 693,330

利益の処分に関する書類(案)
(令和6年3月31日)

(単位:円)

I 当期末処分利益			1,242,634,449
当期総利益		1,242,634,449	
II 利益処分額			
積立金		1,158,001,104	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額			
教育研究の質の向上及び組織運営改善 積立金	<u>84,633,345</u>	<u>84,633,345</u>	<u>1,242,634,449</u>

I 重要な会計方針

当事業年度より、改定後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（令和4年8月31日改訂）並びに「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（令和6年3月改訂）（以下「地方独立行政法人会計基準等」という。）のうち、資産見返負債の廃止に係る改訂内容を適用して財務諸表等を作成しています。

なお、地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容については、令和6事業年度から適用します。

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び修学支援新制度に係る授業料等減免相当額については費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としています。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下の通りです。

建物	6 ～ 37 年
構築物	15 ～ 53 年
工具器具備品	4 ～ 15 年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3 賞与引当金の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しています。

6 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

7 リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

9 財務諸表及び附属明細書の表示単位

千円未満は切り捨てにより作成しています。ただし、利益の処分に関する書類(案)については、円単位で表示しています。

Ⅱ 会計方針の変更

1. 会計基準の変更に伴う資産見返負債計上の廃止

前事業年度まで運営費交付金、授業料、寄附金を財源として固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に伴い同額を収益に振り替えていましたが、当事業年度より改訂後の地方独立行政法人会計基準等を適用し、固定資産を取得した時点で収益を計上することとし、資産見返負債は計上していません。なお、改訂後の地方独立行政法人会計基準等に従って、前事業年度末の資産見返負債は当期首に臨時利益に計上しています。

この結果、従来の方策によった場合と比較して経常収益が17,380千円減少するとともに、臨時利益が1,175,381千円増加、当期純利益及び当期総利益は1,158,001千円増加しています。

また、前事業年度の貸借対照表における「資産見返補助金等」は当事業年度より「長期繰延補助金等」として表示していますが、損益に与える影響はありません。

2. 受託研究収入により購入した償却資産の耐用年数の変更

受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としていましたが、改訂後の地方独立行政法人会計基準等を適用し、当該研究の終了後も使用する予定である償却資産については、地方独立行政法人会計基準上の一般的耐用年数を採用しています。この変更による影響はありません。

Ⅲ 注記

1 貸借対照表関係

- (1)運営費交付金から充当されるべき退職給付の引当相当額 517,897千円
(静岡県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)
- (2)当期の運営費交付金により財源措置されない賞与引当相当額 116,274千円
- (3)有価証券関係
該当事項はありません。

2 損益計算書関係

臨時利益のうち、資産見返運営費交付金等戻入293,576千円、資産見返寄附金戻入881,804千円は、会計基準改訂に伴い期首に計上した資産見返負債の収益化額です。

3 キャッシュ・フロー計算書関係

- (1)資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,187,197千円
うち定期預金	△493,867千円
資金期末残高	693,330千円

4 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

- (1)業務費用

ア 損益計算書上の費用	2,572,514千円	
イ (控除) 自己収入等	△2,132,202千円	
業務費用合計		440,311千円

- (2)資本剰余金を減額したコスト等 435,067千円

- (3)機会費用

地方公共団体出資の機会費用	82,533千円	82,533千円
---------------	----------	----------

- (4)公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に

帰せられるコスト	957,912千円
----------	-----------

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和6年3月末利回りを参考に0.725%で計算しています。

(控除) 自己収入には、会計基準改訂に伴い期首に臨時利益に計上した資産見返運営費交付金等293,576千円、資産見返寄附金戻入881,804千円が含まれています。

5 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

6 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(a)	時 価 (b)	差 額 (b)-(a)
投資有価証券	100,000	100,000	-

投資有価証券

地方債は、取引金融機関から提示された価額を用いて評価しています。これらは、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しています。

7 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当法人は、賃貸等不動産を保有していますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

(1)固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:千円)

資産の種類		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘要
							当期 償却額		当期 減損損失	当期 減損損失 相当額		
有形固定 資産(特定 償却資産)	建物	13,577,252	19,346	-	13,596,599	5,861,312	368,769	-	-	-	7,735,286	
	工具器具備品	120,466	7,214	2,483	125,196	89,835	17,261	-	-	-	35,361	
	計	13,697,718	26,560	2,483	13,721,795	5,951,147	386,030	-	-	-	7,770,648	
有形固定 資産(特定 償却資産 以外)	建物	83,831	1,375	-	85,206	57,081	4,450	-	-	-	28,125	
	構築物	79,682	-	-	79,682	47,436	1,454	-	-	-	32,245	
	工具器具備品	665,883	30,635	2,854	693,664	473,685	101,174	-	-	-	219,978	
	図書	1,089,470	17,359	49,346	1,057,483	-	-	-	-	-	1,057,483	
	車両運搬具	5,626	-	-	5,626	5,626	-	-	-	-	0	
	計	1,924,494	49,369	52,201	1,921,662	583,829	107,079	-	-	-	1,337,832	
非償却 資産	土地	3,556,750	-	-	3,556,750	-	-	-	-	-	3,556,750	
	美術品・收藏品	87,499	-	-	87,499	-	-	-	-	-	87,499	
	計	3,644,249	-	-	3,644,249	-	-	-	-	-	3,644,249	
有形固定 資産合計	土地	3,556,750	-	-	3,556,750	-	-	-	-	-	3,556,750	
	建物	13,661,083	20,721	-	13,681,805	5,918,393	373,220	-	-	-	7,763,412	
	構築物	79,682	-	-	79,682	47,436	1,454	-	-	-	32,245	
	工具器具備品	786,350	37,849	5,338	818,861	563,521	118,435	-	-	-	255,340	
	図書	1,089,470	17,359	49,346	1,057,483	-	-	-	-	-	1,057,483	
	美術品・收藏品	87,499	-	-	87,499	-	-	-	-	-	87,499	
	車両運搬具	5,626	-	-	5,626	5,626	-	-	-	-	0	
	計	19,266,462	75,930	54,685	19,287,707	6,534,977	493,110	-	-	-	12,752,730	
無形固定 資産(特定 償却資産)	ソフトウェア	32,209	-	-	32,209	24,683	4,015	-	-	-	7,525	
	計	32,209	-	-	32,209	24,683	4,015	-	-	-	7,525	
無形固定 資産(特定 償却資産 以外)	ソフトウェア	142,777	-	526	142,250	140,482	1,255	-	-	-	1,768	
	その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
	計	142,777	-	526	142,250	140,482	1,255	-	-	-	1,768	
無形固定 資産合計	ソフトウェア	174,986	-	526	174,460	165,166	5,270	-	-	-	9,294	
	その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
	計	174,986	-	526	174,460	165,166	5,270	-	-	-	9,294	
投資その 他の資産	投資有価証券	-	100,000	-	100,000	-	-	-	-	-	100,000	
	長期前払費用	5,780	-	2,890	2,890	-	-	-	-	-	2,890	
	敷金・保証金	535	-	-	535	-	-	-	-	-	535	
	その他	48	-	-	48	-	-	-	-	-	48	
	計	6,363	100,000	2,890	103,473	-	-	-	-	-	103,473	

(2) 棚卸資産の明細

(単位：千円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品（郵券）	68	174	-	173	-	70	
貯蔵品（図書カード）	7	87	-	94	-	-	
貯蔵品 （プリペイドチャージ 番号発行シート）	-	48	-	48	-	-	
貯蔵品（クオカード）	-	38	-	30	-	8	
計	75	348	-	345	-	78	

(3) 有価証券の明細

(3)-1流動資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

(3)-2投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有 目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期費用に 含まれた 評価差額	摘要
	京都府令和5年度第7回公債（5年）	100,000	100,000	100,000	-	
	計	100,000	100,000	100,000	-	

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7)-1引当金の明細

該当事項はありません。

(7)-2貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入 （徴収不能引当金）	5,604	363	5,968	491	231	723	(注)
計	5,604	363	5,968	491	231	723	

(注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
施設費	134,533	19,346	-	153,879	(注1)
運営費交付金等	526	-	-	526	
寄附金	220	-	-	220	
目的積立金	321,077	-	-	321,077	
前中期目標期間繰越積立金	72,382	7,214	-	79,597	(注2)
無償譲与	86,789	-	-	86,789	
計	615,529	26,560	-	642,090	

(注1) 当期増加額は、静岡県からの補助金により取得した固定資産に係るものです。

(注2) 当期増加額は、前中期目標期間繰越積立金の取崩しにより取得した固定資産に係るものです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

積立金の名称 及び事業名	前中期目標期間繰越積立金							
	修学支援 新制度	施設修繕	文化・芸術研究 センター整備	情報機器・ システム更新	図書館 複写機更新	大学広報経費	20周年事業	計
工具器具備品	-	-	-	6,033	1,180	-	-	7,214
小計	-	-	-	6,033	1,180	-	-	7,214
教育経費								
修繕費	-	1,000	-	-	-	-	-	1,000
奨学費	4,002	-	-	-	-	-	-	4,002
研究経費								
消耗品費	-	-	74	-	-	-	-	74
消耗備品費	-	-	431	-	-	-	-	431
備品費	-	-	1,749	-	-	-	-	1,749
教育研究支援経費								
消耗品費	-	-	-	4,263	186	-	-	4,450
備品費	-	-	-	6,340	-	-	-	6,340
報酬・委託・手数料	-	-	-	-	8	-	-	8
管理経費								
消耗品費	-	-	-	-	-	-	10	10
備品費	-	-	-	-	-	-	251	251
印刷製本費	-	-	-	-	-	-	440	440
通信運搬費	-	-	-	-	-	-	1	1
報酬・委託・手数料	-	-	-	-	-	5,100	50	5,150
小計	4,002	1,000	2,255	10,604	194	5,100	753	23,909
合計	4,002	1,000	2,255	16,638	1,375	5,100	753	31,123

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1運営費交付金債務

(単位:千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費 交付金 収益	資本 剰余金	臨時損失	小計	
令和4年度	10,910	-	-	-	△4,160	△4,160	15,070
令和5年度	-	1,574,147	1,568,688	-	-	1,568,688	5,458
計	10,910	1,574,147	1,568,688	-	△4,160	1,564,528	20,529

(12)-2運営費交付金収益

(単位:千円)

業務等区分	令和5年度 交付分	合計
期間進行基準	1,438,961	1,438,961
費用進行基準	129,727	129,727
計	1,568,688	1,568,688

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)-1施設費の明細

(単位:千円)

区分	期首 残高	当期 交付額	左の会計処理内訳			期末 残高	摘要
			資本剰余金	施設費収益	その他		
静岡県施設整備等事業費補助金	-	71,988	19,346	52,641	-	-	-
計	-	71,988	19,346	52,641	-	-	-

(13)-2補助金等の明細

(単位:千円)

名称	交付元	経費 の別	期首 残高	当期 交付額	当期振替額					期末 残高	摘要
					長期繰延 補助金等	資本 剰余金	長期預り 補助金等	収益	その他		
指定年齢検診費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	95	-	-	-	95	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
人間ドック費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	89	-	-	-	89	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
成人病検診費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	5	-	-	-	5	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
婦人科検診費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	20	-	-	-	20	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
健康管理事業 助成金	地方職員 共済組合 団体共済部	直接 経費	-	275	-	-	-	275	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
結核健康診断費 助成金	浜松市	直接 経費	-	355	-	-	-	355	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
留学生借上宿舍 支援金	日本学生 支援機構	直接 経費	-	400	-	-	-	400	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
県立大学物価高 騰対策支援金	静岡県	直接 経費	-	24,000	-	-	-	24,000	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
東アジア文化都市 2023静岡県専門協 働プログラム「静岡 県ものづくり文化展」	静岡県	直接 経費	-	2,361	-	-	-	2,361	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
物価高騰に対する 経済対策支援金	日本学生 支援機構	直接 経費	1,000	-	-	-	-	1,000	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		直接 経費	1,000	27,604	-	-	-	28,604	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	1,000	27,604	-	-	-	28,604	-	-	

(注)上表の収益計上額と損益計算書の補助金等収益の額との差異は、補助金で取得した固定資産の減価償却費計上にあたり、当該額を長期繰延補助金等から補助金収益に振り替えたものによります。その収益額は、172千円です。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常勤	29,371	2	-	-
	非常勤	1,800	3	-	-
	計	31,172	5	-	-
教員	常勤	842,182	92	47,188	5
	非常勤	66,152	129	-	-
	計	908,335	221	47,188	5
職員	常勤	424,205	82	408	4
	非常勤	4,694	4	-	-
	計	428,900	86	408	4
合計	常勤	1,295,760	176	47,596	9
	非常勤	72,648	136	-	-
	計	1,368,408	312	47,596	9

(注1)役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

①役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程」に基づいています。

②退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2)教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

①教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学嘱託職員等就業規程」及び「静岡文化芸術大学特任教員に関する規程」に基づいています。

②退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員退職手当に関する細則」及び「静岡文化芸術大学特任教員の勤務条件等に関する取扱細則」に基づいています。

(注3)支給人員数は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の平均支給人員等によっています。

(注4)本表の教職員(非常勤)欄には、臨時職員(補助事務員)の支給額(3,078千円)及び支給人数(262人)は含まれていません。

(注5)本表の支給額合計には、受託研究費、共同研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

教育経費		
消耗品費	16,635	
消耗備品費	2,117	
備品費	2,852	
出版物費	502	
印刷製本費	4,776	
水道光熱費	45,868	
旅費交通費	1,736	
通信運搬費	2,191	
賃借料	3,505	
福利厚生費	873	
修繕費	21,753	
損害保険料	1,016	
広告宣伝費	52	
諸会費	506	
会議費	152	
報酬・委託・手数料	112,940	
奨学費	73,823	
減価償却費	4,281	
徴収不能引当金繰入額	535	
雑費	1,217	297,339
研究経費		
消耗品費	9,901	
消耗備品費	4,503	
備品費	5,850	
出版物費	2,549	
印刷製本費	4,778	
水道光熱費	8,600	
旅費交通費	12,274	
通信運搬費	1,729	
賃借料	265	
車両燃料費	28	
修繕費	1,961	
損害保険料	210	
諸会費	2,879	
報酬・委託・手数料	24,490	
租税公課	5	
減価償却費	10	
雑費	415	80,454
教育研究支援経費		
消耗品費	8,955	
消耗備品費	36	
備品費	6,340	
出版物費	11,194	
印刷製本費	405	
水道光熱費	6,079	
通信運搬費	2,812	
賃借料	222	
修繕費	1,185	
損害保険料	122	
報酬・委託・手数料	83,660	
図書除却費	49,346	
減価償却費	100,753	271,116
受託研究費		
消耗品費	1,140	
消耗備品費	181	
印刷製本費	104	
旅費交通費	250	
報酬・委託・手数料	1,124	2,800

共同研究費			
消耗品費		177	
印刷製本費		17	
旅費交通費		4	
報酬・委託・手数料		698	899
受託事業費等			
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料		1,786	
消耗品費		1,686	
消耗備品費		775	
備品費		112	
出版物費		232	
印刷製本費		196	
旅費交通費		322	
通信運搬費		158	
賃借料		3	
損害保険料		3	
報酬・委託・手数料		4,001	
雑費		4	9,285
役員人件費			
報酬		23,018	
賞与		8,154	
法定福利費		1,634	32,806
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	630,328		
賞与	211,853		
退職給付費用	47,188		
法定福利費	147,863	1,037,234	
非常勤教員給与			
給料	66,152		
法定福利費	106	66,259	1,103,493
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	330,615		
賞与	93,589		
退職給付費用	408		
法定福利費	72,127	496,742	
非常勤職員給与			
給料	7,773		
法定福利費	585	8,358	505,100
一般管理費			
消耗品費		11,449	
消耗備品費		663	
備品費		361	
出版物費		850	
印刷製本費		2,588	
水道光熱費		43,524	
旅費交通費		5,460	
通信運搬費		2,049	
賃借料		7,855	
車両燃料費		371	
福利厚生費		1,811	
修繕費		44,573	
損害保険料		2,760	
広告宣伝費		8,144	
諸会費		2,959	
会議費		87	
報酬・委託・手数料		112,165	
租税公課		4,571	
減価償却費		3,289	
雑費		9,515	265,056

(17) 寄附金の明細

(単位:千円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
全 学	16,813	2,120	うち、現物寄附 8,287千円、2,025件
合 計	16,813	2,120	

(18) 受託研究の明細

(単位:千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	1,683	1,683	-
	間接経費	-	187	187	-
株式会社	直接経費	-	1,130	1,130	-
	間接経費	-	105	105	-
合 計	直接経費	-	2,813	2,813	-
	間接経費	-	292	292	-

(19) 共同研究の明細

(単位:千円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	899	899	-
	間接経費	-	99	99	-
合 計	直接経費	-	899	899	-
	間接経費	-	99	99	-

(20) 受託事業等の明細

(単位:千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	1,595	1,595	-
	間接経費	-	398	398	-
地方独立行政法人 等(設立団体)	直接経費	-	3,210	3,210	-
	間接経費	-	802	802	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	3,425	3,425	-
	間接経費	-	856	856	-
国立大学法人	直接経費	-	264	264	-
	間接経費	-	66	66	-
株式会社等	直接経費	-	1,238	1,238	-
	間接経費	-	309	309	-
合 計	直接経費	-	9,733	9,733	-
	間接経費	-	2,433	2,433	-

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:千円、件)

種目	当期受入	件数	摘要
学術研究助成基金助成金	(21,642) 5,622	30	
基盤研究(C)	(12,720) 3,816	21	
若手研究	(5,952) 870	5	
挑戦的研究(萌芽)	(100) 30	1	
挑戦的研究(開拓)	(120) 36	1	
国際共同研究加速基金(B)	(2,750) 870	2	
科学研究費補助金	(15,781) 3,307	24	
基盤研究(A)	(800) 240	3	
基盤研究(B)	(13,281) 3,067	19	
ひらめき☆ときめきサイエンス	(300) -	1	
研究公開促進費(学術図書)	(1,400) -	1	
合 計	(37,424) 8,929	54	

(注) 当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金

(単位: 千円)

区分	残高	摘要
現金	466	
普通預金	692,842	
当座預金	21	
定期預金	493,867	
計	1,187,197	

② 立替金

(単位: 千円)

区分	残高	摘要
共済費県負担分(事務費含)	38,948	
その他	468	
計	39,417	

③ 未収入金

(単位: 千円)

区分	残高	摘要
静岡県施設整備等 事業費補助金	71,988	
受託研究	2,370	
共同研究	999	
受託事業	9,569	
食堂業者負担水光熱費	1,377	
オペラコンクール実行委員会 人件費負担金等	958	
その他	251	
計	87,512	

④ 未払金

(単位: 千円)

区分	残高	摘要
固定資産	28,076	
業務費	54,658	
人件費	70,912	
一般管理費	63,978	
その他	7,485	
計	225,111	

⑤ 前受金

(単位: 千円)

区分	残高	摘要
令和6年度授業料	83,759	
就職試験対策講座受講料	66	
計	83,825	

⑥ 預り金

(単位: 千円)

区分	残高	摘要
同窓会費	65,289	
後援会費	24,832	
静岡国際オペラコンクール 実行委員会経費	37,705	
デザイン学部材料費	1,893	
減免等による納付済授業料等	88	
人件費	15,407	
奨学金	87	
傷害保険料	1,632	
その他	6	
計	146,942	

公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 年度計画

I 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

(1) 育成する人材

ア 学士課程

〔3ポリシーの一貫性〕

- ・改定した3ポリシーをアセスメントポリシーに基づいて検証する。

イ 修士課程

- ・両研究科の3ポリシーの一貫性と明晰性について、検証を継続する。

(2) 入学者受入れ

ア 入学者受入方針

〔多様な学生の受入れ〕

- ・静岡県内国公立4大学の合同説明会を開催し、高校教員及び高校生に本学の教育内容や入試について広く知ってもらう機会を提供する。
- ・引き続き、多様な学生の受け入れに関する静岡県校長会との情報交換会を実施する。
- ・外国人留学生には、留学生ガイダンスを定期的に行い、授業や生活サポートについての情報提供を行う。障害のある学生には、修学サポート室で生活サポートの配慮内容を確認し、担当教員に配慮申請を継続して行う。
- ・社会人の学び直し（リカレント教育）の更なる推進のため、大学院研究科において、社会人を対象とした入学者選抜制度の見直し作業を進める。

〔入試広報の充実〕

- ・本学の学びを実際に体験することができる、来場型の企画を実施する。
- ・リニューアルされた本学公式紹介映像を用い、本学を訪れた高校生及び保護者に対し、本学の魅力を効果的に広報する

〔入試関連組織の機能強化〕

- ・広報戦略面においてデジタル技術を活用し、入試室と企画室との連携を強化するとともに、ターゲットのニーズや関心を踏まえた広報計画を作成する。

〔入学試験の改善〕

- ・高校で実施されている「観点別評価」の現状や課題について、高校現場との情報交換会を実施する。

イ 高等学校との連携

- ・地域課題に取り組む高校への教員派遣（出張授業）を実施し、高大連携の強化を図る。

(3) 教育の内容

ア 教育内容

- ・令和6年度シラバスにおけるアクティブラーニングの実践状況について検証し、アクティブラーニング種別を更新し、実践の充実に繋げる。
- ・試行版の内容を検証したうえで、オンライン授業のガイドラインを策定する。
- ・放送大学との単位互換制度について、新カリキュラムでの実施案を作成する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアム短期集中単位互換授業について、静岡県西部地域の特性と産業に関する科目を新設する。

(7) 学士課程

- ・文明観光学の学際的な特徴に鑑み、多様な選択科目を加えるなど、カリキュラムの整備を行う。(文化政策学部)
- ・匠領域と他領域の分野横断演習を試行し、学際性に富む教育事例を形成する。(デザイン学部)
- ・教職課程の新カリキュラム案を基に、担当教員の決定や時間割配置及び科目概要・シラバスの作成を行う。
- ・学部WGを中心に新カリキュラム科目概要の見直しと授業計画の整合性の確認を行い、令和7年度開始の新カリキュラムに向けた準備を行う。

(イ) 修士課程

- ・導入教育見直し後の課題を整理する。
- ・令和5年度に実施したデジタル活用授業をテーマとしたFD研修会を実施し、方法の共有や改善を行う。
- ・文化・芸術研究センターと「共同プロジェクト実践演習」のあり方を協議する。
- ・両研究科の単位互換制度の変更案を作成する。

イ 成績評価

〔学士課程〕

- ・シラバスに記載された各科目の成績評価の基準について検証を行う。
- ・成績評価の基準について、履修細則を改正する。
- ・策定したアセスメントポリシーを学外に公表し、運用を開始する。

〔修士課程〕

- ・全学的なシラバス改訂の正式運用に合わせ、成績評価方法、評価基準の指針を作成する。

(4) 教育の実施体制等

ア 教員配置

- ・令和7年度から実施される新カリキュラムを踏まえ、学部及び研究科の教員（非常勤含む）の配置を検証し、必要に応じて変更を行う。
- ・授業等における学外人材の活用状況を取りまとめて学内で共有する。
- ・新カリキュラムの「キャリア形成」区分科目における学外人材の活用計画を策定する。

イ 教育環境の整備

- ・ICT技術を活用したサービスや学習支援ツールの導入により、メディアステーションをはじめとする学生の主体的・能動的な学習を促進する環境の充実を図る。
- ・BYOD（パソコン等必携化）推進によるデータ通信量の増加に備え、学内無線LAN等の情報インフラを強化・拡充する。

ウ 教育力の向上

(7) 教育力の向上

- ・FD・SD部会において、これまでのFDおよびSD研修会の実施内容を検証し、その結果を踏まえ、研修会を実施する。
- ・教学IR委員会を定期的に開催し、教学マネジメントを推進する。

(イ) 教育活動の改善

- ・新しい授業アンケート項目を作成する。
- ・授業アンケートで明らかになった問題点への対応方法について定めるなど、授業アンケートの実施要領を見直す。
- ・TOEICやHSKなど外部試験のデータを活用し、学修成果を検証する。

- ・検証結果をもとにカリキュラム改定への提言、学生への学習支援を行う。
- ・卒業生を対象とした学修成果調査の項目案を作成する。

（５）教育研究組織の見直し

- ・グローバルデザイン研究所（仮称）の前段階として、文化・芸術研究センターの機能の一部（地域関連）を分離・発展させた地域連携センター（仮称）を設置する。

（６）学生への支援

ア 学習・生活支援

〔学習支援〕

- ・各学科において、チューター制、学年担任制を継続し、支援を適切に行う。
- ・令和５年度に策定したガイドライン案に従って、ティーチングアシスタント（大学院生）制度を試行する。
- ・SA・TAの研修方法の案を作成する。

〔多様な学生への支援〕

- ・長期履修制度をはじめとする障害学生支援制度や授業配慮を適切に実施する。実施、周知の方法について検証し、学生の要望に即した支援を継続する。

〔生活支援〕

- ・対面および動画配信のガイダンスにより学生への注意喚起と意識啓発を継続して行う。
- ・大学Webサイト等を通じて経済支援制度の周知を図る。
- ・家計急変や災害被災の者への制度の周知を徹底する。
- ・外国人留学生の修学状況や生活の状況を把握し、適切な支援を行う。

イ 自主的活動の支援

- ・ボランティアに関する情報を学生に提供しつつ、学生の活動を地域に発信し、マッチングを図る。
- ・施設や物品貸出申請書類のペーパーレス化により、手続きの効率化を図る。

（７）キャリア教育と進路支援

〔キャリア関連組織の強化〕

- ・主に県内企業でキャリア教育に協力していただける企業に声がけし、リストアップする。
- ・進路支援の一環として、各研究科と協力し、大学院説明会を開催する。

〔キャリアデザイン教育の充実〕

- ・令和７年度から開始する新カリキュラムに対応した１、２年生向けのキャリアセミナーの実施案を作成する。

〔学生の特性に合わせた進路支援〕

- ・両学部共通の企業説明会参加企業を３０社以上、デザイン学部向けの企業説明会参加企業を２０社以上とする。

〔企業との連携〕

- ・夏休みを中心に企業訪問を２０社以上行い、情報交換会に５回以上参加する。
- ・企業に対して卒展のPRを行い、学生との交流の機会を設ける。
- ・企業説明会、業界研究セミナーに地域企業を招聘するなど積極的に交流をはかる。

（８）卒業生との連携とリカレント教育の展開

- ・ホームカミングデーを実施し、活躍する卒業生を在学生、卒業生に紹介する機会を設ける（同窓会と共同実施）。
- ・同窓会からの寄付により、在学生、卒業生への支援を強化する。
- ・卒業生に企業説明会等への参加や授業への講師としての協力依頼を行い、在学生との交流の

機会を設ける。

- ・ 本学に適した生涯学習及びリカレント教育のあり方を見直す。

2 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

- ・ 大学院の「共同プロジェクト実践演習」開講に向けた研究を引き続き実施し、両学部・研究科の教員による共同研究をさらに促進する。
- ・ 両学部・両研究科の融合を目指した文化・芸術研究センターの研究活動を継続する。
- ・ 外部資金学内外の研究者や企業との共同研究を促進するため、教員の「researchmap」への登録、掲載内容の更新を引き続き徹底する。
- ・ 地域のニーズに応じ、共同研究、受託研究、受託事業を積極的に受入れる。
- ・ 「文化と芸術」、「特別研究/イベント・シンポジウム 成果報告書」及び大学 Web サイト等を通じて、研究活動を効果的に外部に発信する。

(2) 研究実施体制

- ・ 令和 5 年度に答申を行った遠州学林構想を踏まえ、グローバルデザイン研究所（仮称）の開設に向けた組織体制の具体的な検討を行う。
- ・ 科学研究費補助金等の外部研究資金への申請及び獲得に向け、教員のさらなる意識向上を図るための施策を実施し、申請率の増加を図る。

(3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底

ア 研究成果の評価及び改善

- ・ 教員特別研究の研究成果が、より伝わりやすくなるよう、研究成果報告書の様式等の改善を図る。
- ・ アーカイブズセンターで保管している資料のうち、重要な文書についてリスト化を行う。

イ 研究倫理

- ・ 研究活動の不正行為に対する意識向上を図るため、新任教員を含め教員の研究倫理 e ラーニング受講を徹底する。
- ・ 教職員に対する研究費の不正使用事例の情報提供により、不正使用防止の啓発を行う。

3 地域貢献

(1) 地域社会との連携

- ・ 学外からの相談・依頼事項について、要望頻度の高いもの、汎用的なものについて、順次対応をマニュアル化し、業務の効率化、均一化を図る。
- ・ 教員の専門分野を活かした公開講座やイベント・シンポジウムを実施する。
- ・ 「地域連携演習」における、地域連携活動内容とその学びを見える化し、地域連携活動内容を広く学内外に発信する。
- ・ 本学のフェアトレード大学としての取組を、PR 動画やパネル等のツールを活用しながら学内外へ広く発信する。
- ・ 依頼に応じて、地元小・中・高等学校の児童生徒へフェアトレードの取組を説明する。
- ・ フェアトレード大学の認定更新を行う。

(2) 地域の自治体・企業との連携

- ・ 地域のニーズに応じ、共同研究、受託研究、受託事業を積極的に受入れる。
- ・ 「文化と芸術」、「特別研究/イベント・シンポジウム 成果報告書」及び大学 Web サイト等を通じて、研究活動を効果的に発信する。

- ・地域自治体等からの教員に対する委員、講師、審査員等への就任要請に積極的に協力し連携を強化する。

(3) 県との連携

- ・静岡県の実施する各種事業に対し、本学の特性を生かした支援を行う。
- ・静岡県からの各種委員や講師等の就任要請に積極的に協力する。

(4) 大学との連携

- ・静岡県立大学の地域・産学官連携部門と定期的な情報交換を継続する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する事業に積極的に協力し、ゼミ学生地域貢献推進事業などへの応募を促進する。
- ・コンソーシアムが実施する共同授業について、共同授業部会事務局として円滑な運営に協力する。

(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献

- ・留学生と本学学生との交流イベントを実施する。
- ・外国にルーツをもつ学生による地域や大学における活躍を支援する。
- ・多様なルーツを持つ地域の人々と学生の交流の支援を行う。
- ・本学のダイバーシティに関する取組の学内外への情報提供を継続して行う。

4 グローバル化

(1) グローバル教育の推進

- ・国際交流センターにおいて、多文化・多言語教育研究センターの業務を継承しつつ、学生支援を効果的に実施する。
- ・学生に対し、グローバルなテーマの講演会等を実施し、国際理解を深め、外国人留学生等との交流の一助とする。

(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ

- ・本学独自の制度を活用した経済支援を継続して行う。(派遣留学生)
- ・国や各種団体の奨学制度を周知する。(受入れ留学生)
- ・語学研修参加者への経済的支援を行う。
- ・受入れ留学生の語学パートナーのマッチングサポート等、必要な支援を行う。

(3) 海外の大学等との交流の強化

- ・協定校や海外教育・研究機関との共同研究、シンポジウムを行う。
- ・オンラインを効果的に使用したプログラムを促進する。

II 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

(1) 組織が一体となった戦略的な業務運営

- ・理事長兼学長のリーダーシップの下、役員会、経営審議会及び教育研究審議会を、役割分担に則り運営し、業務運営の改善に取り組む。
- ・大学運営会議において学内の諸課題について全学的視点から協議を行う。
- ・令和6年度計画等を全教職員に周知し、共通認識の下に連携して業務を行う。
- ・遠州学林構想の答申をもとに、その具体化について検討部会を設置して実現に向けた準備を進める。

(2) 人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・事務職員活動評価制度の内容や評価結果の活用等の検証、改善を継続して行う。
- ・教職員の採用計画及び募集要項を作成し、公募により採用を行う。
- ・期間契約、非常勤等、業務特性と専門性に応じた雇用を行う。

イ 職員の能力開発

- ・研修をライブ配信やオンデマンド方式と併用して行うことで、教職員全員が研修に参加できる機会を確保する。
- ・SD研修を計画的に進める。
- ・研修支援制度の利用を奨励する。
- ・プロパー職員のキャリア形成に配慮した人事異動を行う。
- ・静岡県立大学等、県内大学との間で事務運営に係る情報交換を行う。
- ・静岡県立大学の建築技術職員による業務支援を継続する。

ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備

- ・育児及び介護関連制度の周知に努め、代替人員の配置や事務分掌の軽減等により、希望者の円滑な制度利用をサポートする。
- ・ダイバーシティ推進委員会において、県内他大学とのバランス等も踏まえて、必要に応じて施策の改善を進める。
- ・教職員の採用計画及び募集要項を作成し、公募により採用を行う。
- ・期間契約、非常勤等、業務特性と専門性に応じた雇用を行う。

(3) 事務等の生産性の向上

- ・IRの推進に必要な情報資産の整理を進める。
- ・事務の特性に応じたアウトソーシング化やIT化により効率化を進める。
- ・事務事業の見直しを図るなど、時間外勤務の縮減に取り組む。
- ・事務事業の見直しや効率化とともに、教育・研究組織と事務局組織の効果的な連携を踏まえた組織改革を進める。

(4) 法令遵守

- ・コンプライアンス研修等を実施し、教職員の遵法意識を高める。
- ・監事、会計監査人及び法人（内部監査）による意見交換会を実施し、各々の監査の実施状況等を共有することにより、監査機能を向上させ業務改善に結び付ける。
- ・専門知識・経験が豊富な監査担当参事とリスクマネジメントについて検討し、リスクの高い領域に焦点を当てた内部監査を実施するとともに監査室員の能力向上を図る。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・地域のニーズに応じ、共同研究、受託研究、受託事業を積極的に受入れる。
- ・「文化と芸術」、「特別研究/イベント・シンポジウム 成果報告書」及び大学 Web サイト等を通じて、研究活動の様子を効果的に発信する。
- ・外部研究資金獲得に向けた申請支援を継続的に行い、教員の科研費や研究助成財団等への応募を促進する。
- ・静岡文化芸術大学基金について、同窓会、後援会等を通じて、積極的な広報を行う。
- ・基金についてオンライン決済等を効果的に活用し、収入の増加を図る。
- ・引き続き、基金を原資として、修学支援や教育研究支援を行う。

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・教職員の経費削減の意識を高め、教職員に財務状況を説明すること等を目的として「財政研

究会」を開催する。

- ・大学の状況を踏まえて、効果的な予算配分を行う。

3 施設・設備の整備・活用等

- ・第3期中期計画における大規模施設修繕計画に従い、非常用発電機オーバーホール、照明設備（LED）更新、個別空調更新を実施する。
- ・滞在対話型交流拠点等の設置に向け、施設設置にかかる項目を整理し、課題点等の洗い出しを行う等、準備を進める。

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の活用

- ・令和5年度の改善計画の実施状況を踏まえ、引き続き計画を遂行する。

2 情報公開等の充実

（1）情報公開の推進

- ・大学Webサイト等により、法人運営及び教育研究活動の最新情報を継続して公開するとともに、掲載内容の充実を図る。

（2）広報の充実

- ・受験生等に本学に対する理解を深めてもらうよう、令和5年度にリニューアルした大学公式映像を入試説明、大学見学時に活用する。
- ・令和7年度からのカリキュラム改正の内容を大学Webサイト、大学案内パンフレット及び大学公式映像に反映し、受験生に周知する。
- ・新任教職員を対象に、自学理解のためのSD研修会を開催する。
- ・プレスリリース等を活用し、報道機関に対して、本学の取組についての情報発信を継続する。

Ⅳ その他業務運営に関する計画

1 安全管理

（1）安全衛生管理体制の強化

- ・衛生委員会を毎月開催、安全衛生管理に係る課題を共有し対策を協議する。
- ・産業医等による定期的な職場巡視により、安全で衛生的な職場環境の維持に努める。
- ・教職員向けの健康管理に関する講演会を開催する。
- ・工房等安全管理及び運営委員会を定期的に開催し、工房の安全体制を確保する。
- ・学生が機械の正しい操作法と適切な救護法等を学ぶ講習会を、年2回実施する。
- ・工房の新たな機械使用基準について運用を開始する。

（2）危機管理体制の強化

- ・危機管理体制の見直しについて、事務局内で検討し、関係機関と適宜連携しながら必要な対応を行う。
- ・災害備蓄品の更新・補充を継続する。
- ・防災・防犯・防疫について浜松市や所轄警察署と連絡・調整し、学生に対して適切な情報提供と指導を継続して行う。
- ・個人情報適正な取扱いに関する研修を、事務取扱・サイバーセキュリティ等の観点から実施し、意識の向上を図る。

2 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ・アンケートによる実態調査、研修やリーフレット等による意識啓発、相談窓口の整備等を引き続き実施する。
- ・ハラスメント事案への迅速・厳正な対応を行う。
- ・ハラスメント防止委員会において、ダイバーシティ推進委員会における議論もふまえ、施策の改善を進める。

(2) 持続可能な社会の実現

- ・本学のフェアトレード大学としての取組を、PR動画やパネル等のツールを活用しながら学内外へ広く発信する。
- ・依頼に応じて、地元小・中・高等学校の児童生徒へフェアトレードの取組を説明する。
- ・フェアトレード大学の認定更新を行う。
- ・本学のダイバーシティに関する取組の学内外への情報提供を継続して行う。
- ・効率的な空調やLEDによる環境負荷の低減を図るため、施設整備等事業費補助金を活用し、個別空調機及びLEDを更新する。

V その他の記載項目

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

- ・本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等

を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。

- ・組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)

公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 年度計画

予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,609
施設整備費補助金	78
自己収入	934
授業料収入及び入学金検定料収入	885
雑収入	49
受託研究等収入及び寄附金収入等	43
補助金等収入	25
臨時利益	0
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	0
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	199
運営費交付金債務取崩収入	15
計	2,903
支出	
業務費	2,761
教育研究経費	1,941
一般管理費	820
施設整備費	112
受託研究等経費及び寄附金事業費等	30
長期借入金償還金	0
計	2,903

収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常費用	2,903
業務費	2,536
教育研究経費	783
受託研究等経費	30
人件費	1,723
一般管理費	254
施設整備費	113
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	0
臨時損失	0
収益の部	
經常利益	2,690
運営費交付金	1,609
授業料収益	759
入学料収益	101
検定料等収益	26
受託研究等収益	21
補助金収益	103
寄附金収益	22
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	49
臨時利益	0
純利益	△213
繰越金等取崩	213
総利益	0

資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2,903
業務活動による支出	2,763
投資活動による支出	50
財務活動による支出	90
翌年度への繰越金	
資金収入	2,903
業務活動による収入	2,611
運営費交付金による収入	1,609
授業料及び入学金検定料による収入	885
受託研究等収入	21
寄附金収入	22
補助金収入	25
その他の収入	49
投資活動による収入	79
施設費による収入	79
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	213